

提 案 理 由

議案第108号

養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び養父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、関係条例について所要の改正を行うものである。

なお、施行日は平成29年1月1日からである。

【改正内容】

- ・ 育児休業等の対象となる子の範囲の見直し
- ・ 介護休暇6か月の分割取得
- ・ 介護のための所定労働時間の短縮措置 など